

1 宿泊税とは

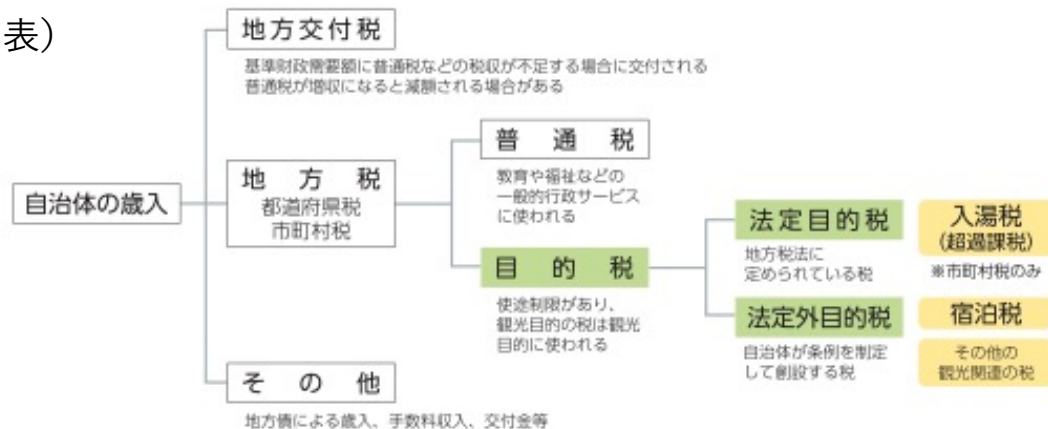
税制度の概要

地方税には「普通税」と「目的税」があります。このうち、普通税は税の使途が特定されておらず、一般的な行政サービスに使用されるもので、目的税は特定の目的に対して使用される税です。さらに、目的税のうち地方税に定めのある税を「法定目的税」、地方税には定めがなく自治体で制定する条例を根拠に徴収する税を「法定外目的税」に分類されます。

したがって、観光振興の財源を確保するためには、目的税を導入することが一般的です。宿泊税を導入している自治体では、観光のための財源として地域の魅力を向上させることを税収使途に挙げるとともに、地域の観光振興や市民生活と観光との調和を図ることを目指すとしています。

また納税方法は、宿泊税を導入している多くの自治体において、納税義務者である宿泊者個人が地方自治体に直接支払うのではなく、宿泊施設の経営者が、宿泊料金と合わせて宿泊者から宿泊税を徴収し、後日、地方自治体に申告納付する方法（特別徴収）になっています。

(図表)



2 経過報告

令和6年	8月	9日	那須町観光協会より「宿泊税の導入に関する要望書」の提出
	9月	17日	宿泊税導入検討プロジェクトチームの設置
		25日	議員全員協議会「宿泊税の導入に向けての取組みについて（案）」
		30日	第1回宿泊税導入検討プロジェクトチーム会議
10月	24日		議員研修会「宿泊税に関する研修会」
		30日	第2回宿泊税導入検討プロジェクトチーム会議
11月	6日		観光協会三役三部長説明「宿泊税の導入検討状況の共有」
		14日	那須町観光経営戦略会議「宿泊税の導入検討状況の共有」
		22日	議員研修会「那須町の観光施策、DMOの事業内容について」
12月	5日		庁議「宿泊税の導入について」
		18日	議員研修会「宿泊税の導入検討状況について」
令和7年	1月	10日	観光協会三役三部長説明「宿泊税の導入検討状況について」
		21日	第3回宿泊税導入検討プロジェクトチーム会議
		23日	那須町観光経営戦略会議「宿泊税の導入検討状況について」
		31日	第4回宿泊税導入検討プロジェクトチーム会議
	2月	6日	庁議「宿泊税の導入について」
		19日	議員全員協議会「宿泊税の導入について（案）」

3 宿泊税使途案

(1) 観光地インフラの整備

- ・ 観光地のトイレ整備
- ・ 登山道及び遊歩道の整備
- ・ 観光地の道路整備

(2) 受入環境の整備

- ・ 地域内交通の充実（二次交通の整備・充実）
- ・ 観光案内看板等の整備、観光地Wi-Fiの整備、観光案内DXの推進
- ・ 景観保全や環境保全の対策

(3) 持続可能な観光地域づくりの推進

- ・ 人材育成事業、人材確保事業
- ・ DMO運営
(人件費、事務費、観光案内所運営、
情報発信事業等の一部へ充当)
- ・ 災害時対応基金の創設

(4) 宿泊税賦課費

- ・ 宿泊税徴収事務費
(徴収管理システム、人件費など)
 - ・ 特別徴収義務者徴収奨励金
 - ・ 宿泊税システム整備費補助金
-

4 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 2 月 条例案のパブリックコメントの実施

 6 月 議案提出

 6 月 総務大臣協議開始

 9 月 総務大臣同意（予定）

 9 月 宿泊税条例の施行日を定める規則の公布

令和 8 年 1 0 月 宿泊税徴収開始（予定）